

2025 横浜ゴム・マルイコンタクトレンズカップ SUGO オートテストチャレンジシリーズ特別規則

協賛: 横浜ゴム株式会社・マルイコンタクトレンズ
協力: 株式会社菅生
公認: 一般社団法人日本自動車連盟(JAF)

第1条 公示

本競技会は、国際自動車連盟(FIA)国際モータースポーツ競技規則及び、その付則に準拠した、日本自動車連盟(JAF)の国内競技規則及びその細則ならびに、スピード競技開催規定細則オートテスト開催要項、本特別規則書に従いクローズド競技として開催される。

第2条 競技会の名称

2025 横浜ゴム・マルイコンタクトレンズカップ
SUGO オートテストチャレンジシリーズ

第3条 格式

クローズド

第4条 競技種目

オートテスト

第5条 オーガナイザー

菅生レーシングスポーツクラブ(SRSC)/につかわくらぶ(N・C)
〒989-1301 宮城県柴田郡村田町菅生 6-1
TEL 0224-83-3127/FAX 0224-83-3697

第6条 開催日

第1戦 3月30日(日)
第2戦 8月17日(日)
第3戦 9月7日(日)
第4戦 11月30日(日)・シリーズ表彰式(第4戦終了後)

第7条 開催場所

第1戦 スポーツランド SUGO 西駐車場(M/パーク)
第2戦 スポーツランド SUGO 西駐車場(M/パーク)
第3戦 スポーツランド SUGO 国際西コース
第4戦 スポーツランド SUGO 国際西コース
※シリーズ表彰式は SUGO カフェにて行う。

第8条 競技会役員

組織委員長	大谷 保志	組織委員	多田 尚克
審査委員長	守谷 年幸	審査委員	門馬 恭一
競技長	丹野 国春	副競技長	村上 清賢
コース委員長	吉野 光男		
計時委員長	渡辺 幸恵		
技術委員長	佐々木 豊		
事務局長	小畑 雄樹		

第9条 公式通知

本規則書に記載していない競技運営に関する実施細則及び指示は、必要に応じその都度公式通知により提示する。

第10条 参加車両及びクラス区分

【参加車両】

保安基準に適合したナンバー(自動車登録番号標または車両番号標)付き車両。

【参加クラス区分】

クラス1: AT・CVT 車両(気筒容積制限無し)
クラス2: マニュアルミッション車両(気筒容積制限無し)
クラス3: エキスパート AT・CVT 車両(気筒容積制限無し)
クラス4: エキスパートマニュアルミッション車両(気筒容積制限無し)
クラス5(ビギナークラス): MT・AT・CVT(気筒容積制限なし)

※エキスパート対象ドライバー

2024年横浜ゴムカップ・マルイコンタクトレンズカップ SUGO オートテストチャレンジシリーズにおいて、各クラスでシリーズ1位~6位の成績を取ったドライバーを対象とする。

※レディスクラス

女性3名以上の参加があった場合、レディスクラスを設定する。

※クラス5(ビギナークラス)について

初めての方、競技初心者の方、運転に自信のない方等が対象

注意 1.) 元々別クラス(1~4クラス)でエントリーしていたドライバーが、車を変更したから等の理由でのビギナークラスの参加は認められない。

注意 2.) 2024年のビギナークラスの年間ランキングで3位までのドライバーは2025年のビギナークラスの参加は認められない。

※全クラス、レンタカーでの参加は認められない。

第11条 参加資格

4輪運転免許証所持者とする。

第12条 同乗者

- 運転者の他に1名が同乗し、ドライバーに方向を指示する等の支援を行うことが出来る。ただし、同乗者は身長150cm以上の者に限る。
同乗者は参加申込時にスポーツ補償制度登録料を添えて事前登録すること。
- 同乗者が満18才未満の場合、参加申し込みの際に、親権者の承諾を得るとともに参加申込書の親権者署名欄に署名及び捺印が必要。

第13条 参加台数

- 受付台数を全クラス合計で先着60台までとする。
- 同一運転者は、1つの競技会で1つのクラスのみ参加できる。
- 同一車両での重複参加を認める。(1台の車で、複数名が参加可)

第14条 参加料

- 事前申込み
運転者 5,500円/人(JAF会員は4,500円/人)
同乗者 2,000円/人
※事前申込み期間中の入金に適用。現金書留の場合は最終日消印有効。
- 当日申込み
運転者 7,500円/人(JAF会員は6,500円/人)
同乗者 2,000円/人
※事前申込み期間中に申込みのあった場合でも、入金なき場合は当日申込み料金でのお取扱いとなります。
- 上記金額には、スポーツ補償制度登録料が含まれる。

第15条 参加申込み

- 事前申込み
(1) 申込期間
第1戦 3月14日(金)~3月21日(金)
第2戦 8月1日(金)~8月8日(金)
第3戦 8月22日(金)~8月29日(金)
第4戦 11月14日(金)~11月21日(金)
(2) 申込み方法
下記の通り申し込み手続きをすること。
※参加申込書に必要事項を記入後、参加申込書と参加料金を申込期間中に必着の上、持込み又は現金書留で大会事務局宛に送付すること。
(申込期間を過ぎた場合、当日の参加料金扱いとなります)。
当日参加の場合、印鑑持参のうえ、参加申込書に必要事項を記入し署名・捺印した上、大会事務局に提出すること。
(3) 申込先
〒989-1301 宮城県柴田郡村田町菅生 6-1
スポーツランド SUGO オートテスト係
TEL0224-83-3127/FAX0224-83-3697
- 当日申込み
参加申込書に必要事項を記入し、参加料を添えて当日、本競技会の受付にて申し込むこと。
ただし本規則第13条1.において参加台数が上限に達した場合、当日受付は実施しないものとする。
- 申し込みの拒否
オーガナイザーは、理由を明示することなく、参加を拒否する権限を有する。

第16条 競技のタイムスケジュール

- | | |
|---------------------|---------------------|
| 1. 受付 | 7:00~7:20 |
| 2. 参加車両確認 | (受付終了後、随時行うので、車で待機) |
| 3. 慣熟歩行 | 7:45~8:05 |
| 4. 開会・走行説明(ブリーフィング) | 8:10~8:30 |
| 5. 第1回目走行 | 8:40~ |
| 6. 慣熟歩行(必要に応じて) | 第1回目の走行終了後 |
| 7. 第2回目走行 | 慣熟歩行終了後 |
| 8. 第3回目走行 | 第2回目の走行終了後 |
| 9. 表彰式・閉会 | 暫定結果発表後 |

第17条 計時

- スタート方式については、ランニングスタートとする。
- スピード競技開催規定第14条に従う。
(光電管使用、バックアップとして自動計測器または、2個以上のストップウォッチを使用する)
- スタートは原則として、ゼッケン順で実施する。

第18条 リタイヤ

競技会の途中で競技を棄権する場合、または以降の競技に出走しない場合、明確に意思表示を行い、その旨を競技役員に速やかに申し出ること。

第19条 一般安全規定

- 競技中、搭乗者は車両に純正状態で装備されているシートベルトを必ず装着する

- こと。
- 2. 競技中、搭乗者側の窓及び、サンルーフは閉塞すること。
- 3. 第 12 条において登録された同乗者は、必ず助手席に着席しシートベルトを装着すること。
- 4. 搭乗者は、運転に支障を来さない衣服を着用すること。着用する衣服は、長袖・長ズボンであることが望ましい。
- 5. 搭乗者は、運動靴等運転しやすい靴を履くこと。ハイヒール、サンダル、下駄等不安定な履き物は不可。
- 6. 車載品は、競技中散乱しないよう、事前に下ろすか固定すること。
- 7. **ドリフト走行、サイドターン等の行為は禁止とする。**

2. 表彰対象者が表彰式に欠席した場合は、受賞を放棄したものとみなす。

第 30 条 シリーズポイント

各競技会の最終結果に基づき、下記の通りシリーズポイントが与えられる。

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位以下
ポイント	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1

※10位以下の完走したドライバーには一律1ポイントが与えられる。

全戦参加した場合はボーナスポイントとして10ポイントが与えられる。

※シリーズポイントの最終結果が同順位の場合、下記方法にて決定する。

- ①上位入賞回数が多い者を上位とする。
- ②上記①で決定しない場合は、最終戦の順位が上の者を上位とする。
- ③上記②で決定しない場合は、最終戦に最も近い競技会の競技結果もしくは成績順位が上の者を上位とする。

第 31 条 付則

1. 本競技会に使用する各種規則書等は特に記載が無い限り、2024年版を適用する。
2. 本特別規則書に記載されていない事項については、JAF国内競技規則書及び細則に準ずる。記載が無い場合は、競技会審査委員会により決定される。

以上
大会組織委員会

【参考資料】

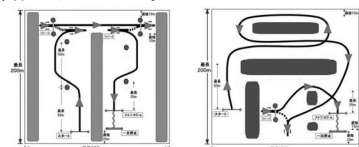
JAF国内競技規則 細則

スピード競技開催規定 細則:オートテスト開催要項

一般社団法人日本自動車連盟(以下「JAF」という)は、4 輪運転免許証所持者の自動車運転技術の向上ならびに日常の安全運転に貢献するため、オートテスト(以下「テスト」という)の開催要項を以下の通り定める。

- 1 定義:
一定区画内に前進、後進、180 度ターン等を含む任意に設定されたコースで走行タイムおよび運転の正確さを競う競技。
- 2 開催場所:
他の交通を遮断した場所であること(JAF 公認コースを含む)。
- 3 競技会格式:
クローズド、地方または準国内。
- 4 競技会役員:
少なくとも競技会審査委員 2 名、競技長、およびコース・計時・技術の各委員、ならびに競技会事務局長を置かなければならない。
- 5 参加に関する事項:
(1) 参加資格
①クローズド:4 輪運転免許証所持者
②地方または準国内:国内 B ライセンス以上の所持者。
(2) 重複参加
1 台の車両で複数のドライバーが参加できる。
(3) 競技同乗者
1 名の同乗者が搭乗し、ドライバーに方向等を指示することができる。同乗者はドライバーの横の座席に着座し、シートベルトを正確に締めていなければならない。
(4) 服装および車両装備
自由。
- 6 参加車両:
保安基準に適合したナンバー(自動車登録番号標または車両番号標)付車両。
- 7 順位:
(1) 走行タイムおよびペナルティポイントを順位要素とし、ポイント数が少ない参加者がウイナーとなる。
走行タイムは、特別規則書に規定することにより採用しないことができる。
(2) ペナルティポイントは、特別規則書で規定しない限り、別表(※)の通りとする。
- 8 コース:
コース区画は、最大 200m×200mであること。
- 9 コース設定:
(1) レイアウトは大型の乗用車にも十分な余裕をもたせ、ハンドブレーキ(フットブレーキ含む)等を使用せずに走行できるものとする。
(2) 1 回以上 4 回以内の後退ギアを使用する設定とし、後退ギア使用回数については、特別規則書で規定する。
(3) スタート後、最大でも 50m毎にマーカーを設置して方向転換等を行うレイアウトとする。
(4) フィニッシュラインの手前 25m以内にマーカーを設置して方向転換等を行うレイアウトとする。
(5) フィニッシュライン後方には一旦停止ラインを設定する。
- 10 判定事項:
審判員の判定は次の事項を基本とする。
(1) 反則スタート。
(2) マーカーライン通過/不通過。
(3) マーカー移動・転倒およびミスコース。

〈コース設定の例〉



第 20 条 タイヤ

使用できるタイヤは、一般に販売されているラジアルタイヤまたは、スタッドレスタイヤとする。スリックタイヤ、S タイヤと呼ばれるタイヤ及び、スパイクタイヤは使用できない。

第 21 条 信号表示

競技運営に必要な信号(合図)は、旗によって実施する。旗による信号は「スピード競技における旗信号に関する指導要項」に準拠する。

【表示例】

- 国 旗:スタート
- 黄 旗:パイロンの移動・転倒
- 緑 旗:マーカー(パイロン)通過、コースクリア
- 黒 旗:ミスコース
- 赤 旗:危険あり、直ちに停車せよ

第 22 条 後退ギア

後退ギアの使用回数は制限しない。

第 23 条 競技の中止・中断

1. 天候その他の要因で競技会の実行あるいは続行が困難になった場合は、競技審査委員会の決定により、競技会を中断、中止または短縮する場合がある。
2. 競技会は、第 1 回目の走行が終了した時点をもって成立させることができるものとする。
3. 競技開始後、競技が中止または短縮された場合でも参加料は返却されないものとする。

第 24 条 計時

1. 計時は、競技車両が最初のコントロールライン(スタートライン)を横切った時から開始され、最終のコントロールライン(フィニッシュライン)を横切った時に終了となる。
2. 計時は自動計測機にて 1/1000 まで測定し、その計測結果を成績とする。
3. 所定の時間までに参加確認受付の手続きを怠った参加者は、結果表からその名前が抹消される。

第 25 条 順位の決定

1. 原則として指定されたコースを 3 回走行し、順位を決定する。
2. 順位は走行タイムにペナルティを加算したポイントにより決定する。
3. ポイントの少ない者を上位順位者とする。
4. 走行タイムは、1 秒につき 1 ポイントとする。
5. 3 回走行した内、良好な結果を採用し順位を決める。
6. 同ポイントの場合、下記の方法により順位を決定する。
(1)セカンドタイム(ポイント数)の少ない者。
(2)ペナルティポイントが少ない者。
(3)競技会審査委員会の決定による。

第 26 条 競技上のペナルティ(ペナルティポイント)

1. スタートあるいは再スタートの遅延。
⇒1 分ごとに 5 ポイント
2. 反則スタートまたは一旦停止線での不停止。
⇒30 ポイント
3. 走行の指示があつたにも関わらず、走行の努力をしなかった。
⇒30 ポイント
4. コースを区分するフェンス等への接触。マーカー(パイロン)の移動・転倒。
⇒1 つの行為ごとに 10 ポイント
5. コースを間違えて走行した場合、フィニッシュラインを通過した時点でミスコースとする。コースを間違えた場合でも、間違えた地点以前に戻り、正しいコースで走行し直した場合は、ミスコースにはならない。ミスコースと判定された場合、当該走行は無効になる。

第 27 条 抗議

参加者は、自分が不当に処遇されたと判断した場合、国内競技規則第 12 条に基づき、抗議する権利がある。

第 28 条 保険

参加者は本競技会にて有効な保険に加入していることが望ましい。
なお、一般的な自動車保険(任意保険)は、本大会中の事故においては適用にはならない。
本競技会の主催者保険として「SUGO スポーツ補償制度」を適用する。なお、登録料は参加料に含まれる。

第 29 条 賞典

1. 各クラスとも、1 位から 6 位まで賞品を授与する。